

第 3 号 議 案

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による一般廃棄物及び産業廃棄物
中間処理施設の敷地の位置について
＜大野台一丁目における中間処理施設＞

(この議案は、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定により付議するものです。)

令和 6 年 2 月 9 日

建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地の位置について

事業者	株式会社ハイパーサイクルシステムズ			
名称	一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設			
敷地の位置	千葉市緑区大野台一丁目 2-1,2-2			
敷地面積	25,343.99 m ²			
用途	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設			
処理施設の概要	施設分類	取り扱う廃棄物	処理能力 (今回申請)	処理能力 (前回許可)
	一般廃棄物 処理施設	廃プラスチック 類、金属くず	220.06 t/日	108.7 t/日
	産業廃棄物 処理施設	廃プラスチック類	209.26 t/日	11.5 t/日

【付議理由】

本施設はテレビ等の廃家電をリサイクル可能な資源に再資源化する施設で、申請敷地において、一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設として、平成 24 年 2 月に建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可を取得し、稼働している。

今回の計画は、処理過程において廃プラスチック類及び金属くずの破砕機を増設する計画となっており、平成 24 年の許可時の処理能力の 1.5 倍を超えることから、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 の規定により、建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要となるため、都市計画審議会に付議するものである。

(参考)

【建築基準法関係条文抜粋】

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第 51 条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(略)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

【建築基準法施行令関係条文抜粋】

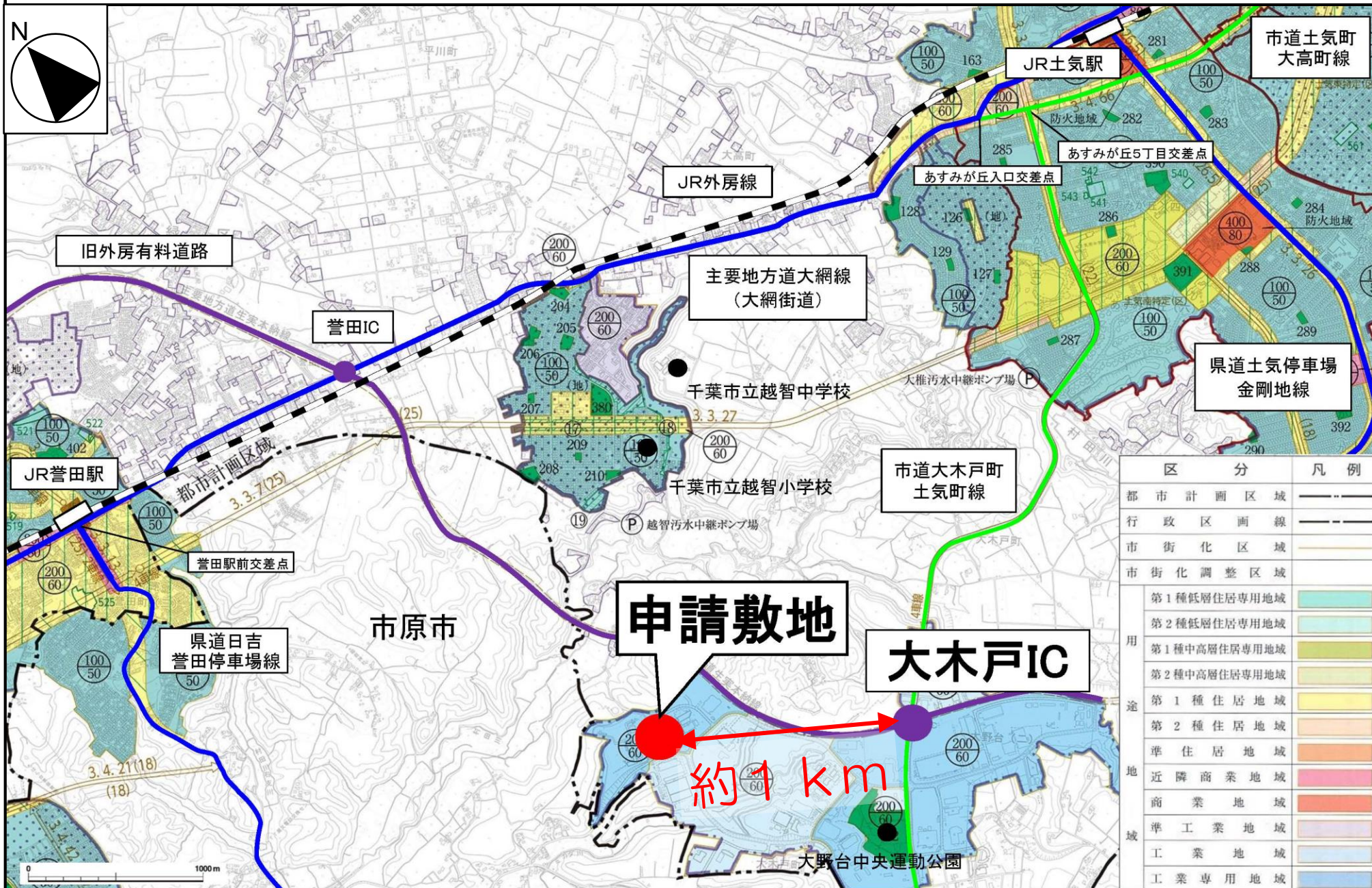
(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

第 130 条の 2 の 3 法第 51 条ただし書(略)の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。(略)

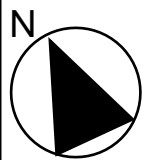
五 法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物(※)(略)に係る増築又は用途変更 (※一般廃棄物処理施設) 増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以下(略)のもの
イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力(略)

六 法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物(略)に係る増築又は用途変更 増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以下(略)のもの
イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力 (略)

一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地と位置について【位置・用途地域】

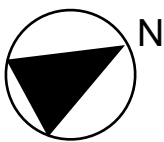


一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地と位置について【配置図】



凡例	
	申請敷地
	建築物
	・工場棟
	・倉庫棟
	・守衛室
	・運転手控室
	・駐輪場
	搬出入エリア
	車路(舗装)
	駐車場
	駐輪場
	緑地
	芝

一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地と位置について【工場棟 1階平面図】



グリーンサイクルシステムズ事業範囲

ハイパーサイクルシステムズ事業範囲

破砕エリア
(プラスチック類、金属破砕)

昇降機

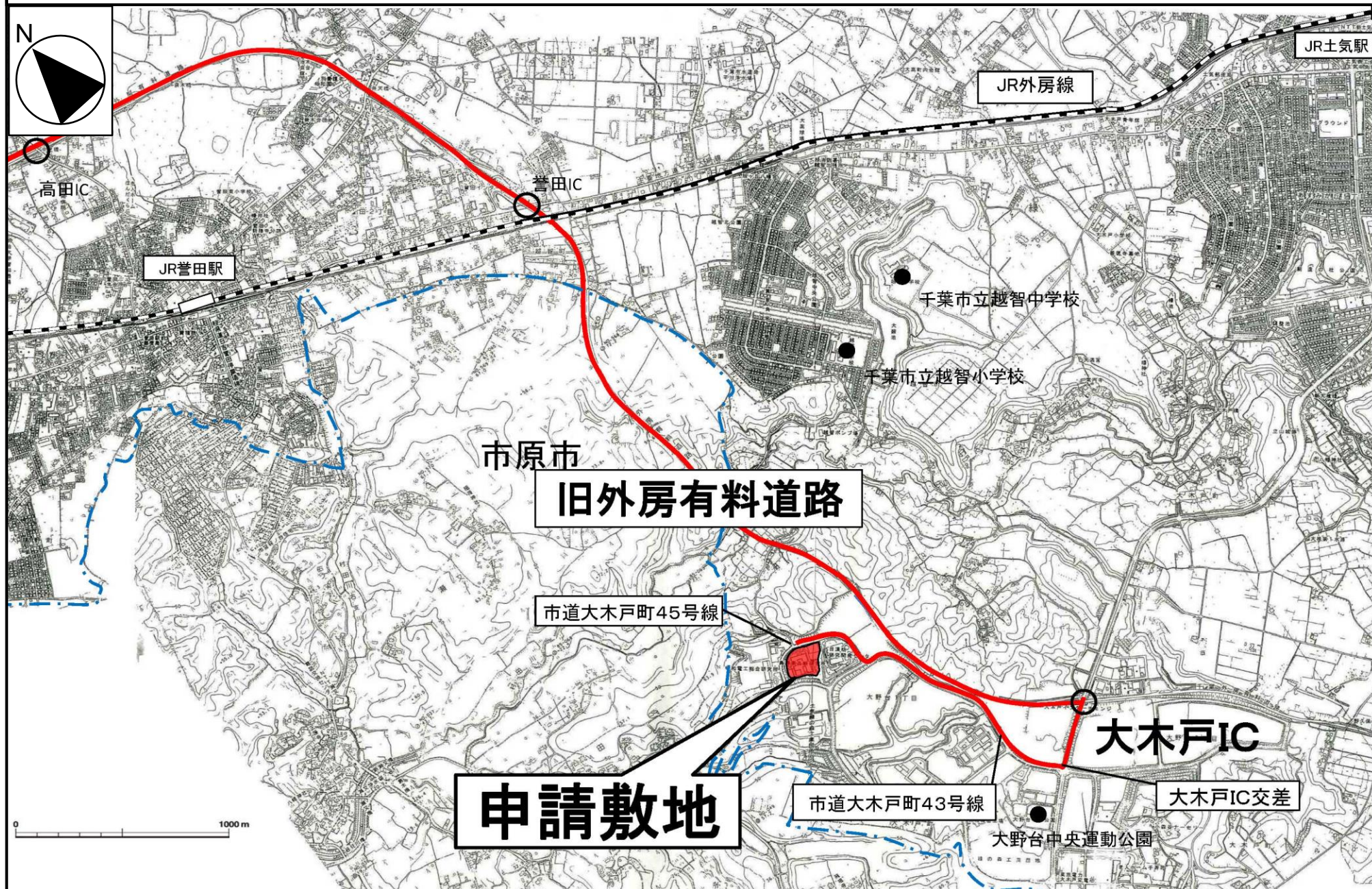
昇降機

破砕機 (新設)

共用スペース

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地と位置について【搬出入経路】



一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地と位置について【周辺環境への影響】

用途地域	工業専用地域 (住宅系建物や教育文化施設、社会福祉施設等はない)
交通	幅員12mの道路から敷地へ出入りし、 主要な搬出入経路に住宅地や通学路はない
大気	作業は全て建物内で行い、破砕機には集塵機を設置し、フィルターを通して屋外に排気している
騒音	騒音予測値は敷地境界において規制値内(作業は全て室内) (騒音規制法及び千葉県環境保全条例の規制値:時間帯により 60db~70db) ※振動は工業専用地域のため規制なし
臭気	取扱品目がテレビ等の廃家電で、悪臭の発生を伴う廃棄物の取り扱 いが無いため、悪臭の発生はない
排水	雨水:建築物の屋根からの排水分は直接公共下水道(雨水管)へ 放流し、敷地内側溝(U字溝)からの排水分は油水分離槽 を経て公共下水道(雨水管)へ放流 汚水:生活排水は公共下水道(污水管)へ放流 (工場内で水を使用した作業なし)

⇒本施設の敷地の位置について都市計画上支障がないと認められる